

質疑応答の状況（要旨）

質 問 ・ 意 見	回 答
抽出案件について	
1 瀬戸内海国立公園皇踏山園地案内板他改修工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札者に対する評価の数値は、指名業者を選定するためのものか、それとも契約相手方を決めるためのものか。 ・本件は指名業者を5者以上選定する必要がある工事であり、今回の選定方法では6者該当しているが、仮にこの選定方法で5者未満しか選定できない場合はどうなるのか。 ・選定業者数を満たせた場合は、指名業者数を増やす等は裁量となるのか。 ・業者選定の際に、案内板の改修と防護柵設置工事の両方ができる業者を選定しているが、案内板だけ塗装業者に発注するのではなく、一体工事として発注している理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者を指名するための算出根拠として用いた。 ・業者の選定には、手持ち工事等も考慮しており、選定業者の数が少ない場合には、そういった基準を緩めながら調整する。 ・そのとおりである。 ・今回の工事場所である皇踏山は、不便な立地であるため、一体工事として発注している。
2 （防災・安全社会資本整備交付金）牟礼港 港湾海岸津波等対策工事（御殿地区）（第1工区）（護岸工）	
<ul style="list-style-type: none"> ・本件の落札者は、同時期に別の地域で大きな工事を受注しているが、総合評価において受注能力が20点と評価されている。受注能力をどのように評価しているのか教えてほしい。 ・本件は第1工区であるが、同時期に第2工区も発注しているようである。第1工区は1者応札、第2工区は2者応札となっているが、第1工区と第2工区はどのような関係となっているのか。 ・（意見）連続した工区に業者が入札する際には、金額の大きな第1工区の入札が多くなると思うが、今回はそのようになっておらず、あまり一般的な形ではないように思う。 ・第1工区と第2工区は、工法が異なる工事であるが、この点も、各工区への業者の入札に関係してくるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受注能力については、同業種工事の過去4年度間の工事受注平均高に対して、本年度の受注工事額の割合で評価しており、本年度に受注した工事が多いと評価が下がるようになっている。 ・今回は防災工事であり、早期に完了するため、1つの工事を2つの工区に、概ね同額となるよう分割して発注している。また、第1工区の落札者は第2工区の落札業者にはなれない条件を付している。なお、第1工区、第2工区それぞれに入札した業者に入札した経緯に関する聞き取りは行っていない。 ・確かに、第1工区と第2工区で鋼管矢板の打設方法に違いはあるが、それによる入札参加者の違いはないと考えている。
3 県営多度津地区東白方新池改修その2工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から引き続いた工事だと思われるが、落札業者は同じか。 ・今回のように連続性のある工事は、競争入札を行ってもあまり入札はないものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じである。 ・今回は施工箇所所在地に近い業者が落札しており、他にも施工箇所から近い業者はいたが、廃業を考えており入札がなかった。また、前年度受注をした業者の方が、他の業者に比べて知見もあるため、

<ul style="list-style-type: none"> ・(意見) 今回のように、以前の受注経験が有利であると、他の業者が応札を避けた結果、落札率が高くなるという可能性がある点については注意すべきである。 	<p>今回のような1者入札となったと考える。</p>
<p>4 笠田高校中央農場 深井戸掘削工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・県が最低制限価格の計算式を公表しているにも関わらず、失格が1者出ているが、計算式がわかっているにもかかわらず正確な額を計算するのは難しいということか。 ・このような工事の発注は高校で行うものなのか。県の土木部でやってもいいのではないか。 ・(意見) 金額の多寡に関わらず、不慣れな部署ではなく慣れた部署が発注した方が良いと思うので、検討して欲しい。 ・失格となった業者は地元業者であり、入札金額を見ると落札しなかったのだと思うが、最低制限価格は事前に公表しないというルールがあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事では施工歩掛や材料が一般的に公表されている場合が多いが、今回のようなさく井工事などは施工歩掛があまりない部分があり、その部分の算定の違いから最低制限価格を下回ったのではないかと思う。 ・例えば高校の造成工事やこどもの国の遊具整備など、土木部で発注可能であれば、前年度に依頼があった場合は受託し発注している。この場ではわからないが、今回の件は依頼がなかったのだと思われる。 ・全国的なルールとしては定められてはいないが、本県においては、最低制限価格は事後公表、予定価格は事前公表としている。
<p>5 (防災・安全社会資本整備交付金) 県道太田上町志度線(六条工区) 道路整備工事(第1工区)(橋梁下部工)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の県産品資材の利用について、10点又は0点のどちらかを選択する項目のようだが、8点と採点されている業者が存在する。これは正しいのか。 ・(意見) 入札時の提示内容がどのようなものかはわからないが、それが分かるように提示した方が良い。 ・落札者と第2順位を比較すると、落札者の総合評価値の方が0.02点高いが、入札金額も50万円高くなっている。0.02点差で50万円高い状態であることについてどのように考えているのか。 ・このような橋の工事は、橋脚・橋梁上部・橋台などを別々に発注するのが一般的なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県産品資材の使用割合に応じて配点が小さくなるという制度で評価している。 ・今回は特に設計金額が大きい工事だったので、小さな点数差でも50万円高い方となったが、設計金額が小さい場合には50万円の差はなかなか覆せない。また、評価の考え方をその都度変えるのも恣意的になってはいけないので、今のところはこのような評価となっている。 ・今回の橋梁は、下部がコンクリートで、上部が鉄であり、施工業種が大きく異なる工事であり、そのような場合は、別々に発注するのが一般的と考えている。
<p>6 長道維第13号 県道志度山川線外14線 道路維持修繕工事(除草工)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・本件は引受業者が少ない種類の工事と認識しているが、そのような中、同額の入札が存在しているのは自 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は予定価格と同額で複数入札があったものだが、県では予定価格を事前公表しており、利益率が

<p>然なことか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件では、根を残して草刈りしているようだが、発注場所が山間部で除草工の中でも金額が高いことを考えると、根まで除草した方が、作業頻度が減って効率的だと思うがどうか。 ・草刈りの後、除草剤などの散布はしているか。 	<p>低くとも予定価格でなら受注できると考えた業者が複数いれば、起こりうると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根まで除草を行うと相当な金額になると考えており、コンクリート化の費用とも比較しながら、最終的には草刈りを選択したものである。 ・していない。
--	---

7 令和6年度N○. 2-1 流域保全総合治山事業

<ul style="list-style-type: none"> ・不参加と辞退の違いは何か。 ・最低制限価格制度と、低入札価格調査制度の違いは何か。 ・辞退や不参加の業者は、その後の入札等に影響があるのか。 ・最低制限価格は事前公表していないのか。もしくは、事前公表する場合があるのか。 ・最低制限価格は予定価格の85%など、数値は一律に決まっているか。 ・指名業者は個別案件について最低制限価格がどの程度の価格か、それを上回って入札しなければならないことを理解して入札しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札の日までに辞退届が提出されたものを「辞退」、辞退届の提出がないまま当日入札がなかったものを「不参加」としている。 ・入札方式に応じて使い分けており、「最低制限価格制度」は入札方式が指名競争入札の場合に適用され、最低制限価格を下回る入札金額の場合は失格としている。 また、「低入札価格調査制度」は入札方式が一般競争入札の場合に適用され、「低入札価格調査基準価格」と「数値的判断基準」という二種類の基準を設けている。入札金額が「低入札価格調査基準価格」を下回った場合、その入札金額で十分な品質の施工ができるか調査をし、調査の結果十分な品質の確保が見込める場合は契約締結する。入札金額が「数値的判断基準」を下回った場合は、失格となる。 ・影響はない。 ・事前公表はしていない。 ・最低制限価格は、一定の算定式で算出されるが、対象経費の取り扱いが工種等で異なる。 ・算定式は公表しており、最低制限価格を計算した上で、それを上回る額で入札する必要があることは当然理解して入札していると考えている。
---	---

8 県道橋大角坂手港線 道路維持修繕工事

<ul style="list-style-type: none"> ・概算の見積と実際の作業量の誤差はどれほどであったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初契約額は概算で550万円であったが、最終的には実績等に基づいて346万円余で変更契約を行った。
---	--

報 告 事 項

①県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況等について

<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式別発注工事の発注状況について

令和6年4月から令和6年9月までの6か月分の入札方式ごとの契約件数・金額の報告を行った。
・指名停止の状況について
令和6年4月から令和6年9月までの6か月間に、県が指名停止を行った事案の報告を行った

②入札契約制度改正の検討案

・入札・契約制度について、全国調査を行い、その結果を踏まえた対応について、次のとおり報告を行った。

○予定価格の公表時期

事前公表、事後公表のいずれにもメリットがあることから、官製談合防止の効果を考慮し事前公表を継続

○談合に係るペナルティ強化

指名停止措置期間、談合に係る賠償金とも、全国的に標準以上の水準にあることから、いずれも現状の水準を維持

○監視機能強化

落札率99%以上の工事等について分析（積算内容や実勢価格からの要因分析、落札業者からの聞き取りなど）を行っているが、それに加え、次のような事案の場合に、聞き取り調査を実施

[聞き取り対象事案]

1つの工事を、同日開札で分割発注した際に、取り除き要件を設定したにも関わらず、それぞれ異なる業者による1者入札となった場合